

横浜市公告第 460 号

マンション再生組合に係る定款の変更の認可

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、港南台こまどり団地マンション建替組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
港南台こまどり団地マンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
港南台こまどり団地
 - (2) 敷地の区域
港南区港南台五丁目2番の1、2番の2
- 3 再生後マンションの敷地の区域
港南区港南台五丁目2番の1、2番の2
- 4 事業施行期間
令和3年12月24日から令和8年9月30日まで
- 5 事務所の所在地
東京都江東区東陽2丁目4番24号
- 6 設立認可の年月日
令和3年12月24日
- 7 定款の変更認可の年月日
令和8年9月4日